

行政手続において書面・押印・対面を不要とする国の方針に基づき、国及び県において、政令及び規則の改正が行われたことを踏まえ、当市においても、サービスの宣誓の際の押印を廃止し、署名した宣誓書を任命権者に提出する方法とするほか、所要の改正をしようとするもの。

## 1 改正の骨子

- 職員のサービスの宣誓について、任命権者又は任命権者の定める上司の面前において宣誓書に署名する規定を改め、署名した宣誓書を任命権者に提出する方法を規定する。（第2条関係）
- 会計年度任用職員のサービスの宣誓については別段の定めをすることができることを規定する。（第2条関係）
- 宣誓書の押印欄（㊟）を削除する。（別記様式関係）

## 2 サービスの宣誓

- 地方公務員法第31条の規定により、職員は条例の定めるところによりサービスの宣誓を行う義務がある。

## 3 宣誓書（条例別記様式）

### 宣 誓 書

私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することをかたく誓います。

私は、地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することをかたく誓います。

年 月 日

氏 名 ㊟

削除する。

## 4 会計年度任用職員のサービスの宣誓について

- 会計年度任用職員のサービスの宣誓においては、多種多様な任用形態及び特殊性があることから、別段の定めをすることができるようにするもの。
- 「別段の定め」については、次のケースを「会計年度任用職員取扱要領」において定めることを想定。
  - 同一の職員につき再度の任用を行った場合には、先の任用に際して行ったサービスの宣誓をもって、これを行ったものとみなす。

## 5 国、県及び他市の改正状況

	署名規定の削除	会計年度任用職員の別段の定め	押印	摘要
国	改正済み (R3.4.1)		従前から無	
岩手県	改正済み (R4.4.1)	改正済み (R2.4.1)	従前から無	
盛岡市	改正済み (R3.12.22)	規定なし	改正済み (R3.12.22)	
花巻市	未改正	改正済み (R2.4.1)	未改正	改正未定
奥州市	未改正	規定なし	未改正	改正予定あり
一関市	未改正	改正済み (R2.4.1)	未改正	改正未定

## 6 施行年月日

公布の日